

山梨県食の安全・食育推進本部設置要綱

(設置)

第1 本県における食の安全・安心の確保及び食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、山梨県食の安全・食育推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(本部の構成)

第2 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第3 本部は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 食の安全・安心の確保に係る推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育に係る推進計画の策定に関すること。
- (3) 食の安全・安心の確保及び食育に係る施策の総合調整と推進に関すること。
- (4) その他食の安全・安心の確保及び食育に係る重要事項に関すること。

2 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第4 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者(以下「構成員」という。)をもって充てる。

3 幹事会は、食の安全・安心の確保及び食育の総合的かつ計画的な推進に関し、次の事項を所掌する。

- (1) 本部に付議する事項の整理及び本部から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

4 幹事会は、幹事長が招集し、掌理する。

5 幹事長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5 本部の庶務は、消費生活安全課において行う。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

2 山梨県食品安全対策本部設置要綱(平成15年5月14日)は廃止する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（本部の構成）

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	県民生活部長
本部員	総合政策部長、リニア交通局長、総務部長、防災局長、福祉保健部長、森林環境部長、エネルギー局長、産業労働部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

別表2（幹事会の構成）

幹事長	県民生活部次長
幹事	総合政策部次長、リニア交通局次長、総務部次長、防災局次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、エネルギー政策課長、産業労働部次長、観光部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局次長、企業局次長、教育次長、警察本部警務部参事官 * 次長が複数置かれている部局の次長にあつては、当該部局の長が指定する者とする。